

- (申込書等) 加盟店に対し、第2条第3項と同様の当該措置の改善の要求その他必要な指導を委託先に行うよう要請できるとし、加盟店はこの指導要請に従うものとします。但し、当社による指導要請は、加盟店がいし委託先を免責するものではないものとします。
- (4)カードを利用することで加盟店のホストコンピュータに登録される当社の会員の個人に関する情報(取引情報、残高情報等)
3. 加盟店は、個人情報や滅失・毀損・漏洩等することが必要となる措置を講ずるものとし、当社の支配可能な範囲を除き個人情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとします。
4. 加盟店は、個人情報等をその責任において完全に保管し、本規約が終了した場合は、直ちに、当社に返却するものとします。但し、当社の指示があるときは、その指示内容に従い返却又は廃棄するものとします。
5. 本条の定めは本規約終了後も有効とします。

【第25条(クレジットカード番号等の管理)】

1. 加盟店は、前条の個人情報の内、クレジットカード番号等(当社がその業務上利用者に付与する割賦販売法第2条第3項第1号に定める番号、記号その他の符号を含みます。以下同じ)の滅失・毀損・漏洩等(以下本条及び第27条において「漏洩等」といいます)が生じた場合または加盟店において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があるときは、その指示内容に従い返却又は廃棄するものとします。
2. 加盟店は、前項の第三者から加盟店に対する申立が、第24条第3項に定める加盟店の責任範囲に属するときは、加盟店は、当社が当該申立を解決するために要した一切の費用(直接の費用であるか間接の費用であるかを問わず、弁護士費用等を含みます)を負担するものとし、加盟店は当社の請求に従い、当該費用相当額を直ちに支払うものとします。
3. 本条の定めは、本規約終了後も有効とするものとし、営業秘密等の滅失・毀損・漏洩等に関し、第三者から加盟店又は当社に対する損害賠償等の申立がされた場合に準用されるものとします。
- 【第30条(個人情報安全管理措置)】
1. 加盟店は、個人情報管理責任者を設置するものとし、個人情報管理責任者は、加盟店及び委託先における個人情報(カード番号等を含みます。本条において以下同じ)の目的外利用・漏洩等が発生しないよう情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員への教育、委託先の監督等適切な措置を講ずるものとします。
2. 加盟店は、売上票やCAT等およびそれらに記載された記録されている個人情報や本規約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。また、加盟店は、売上票の加盟店控を自己の責任において厳重に保管管理するとともに、CAT等にカード情報を抜き取るための装置等を設置されないよう自己の責任において管理するものとします。
3. 加盟店は、個人情報を会員に公表または通知した以外の目的に使用し、または、会員の同意なく第三者に提供・開示・漏洩したときは、直ちに当社に報告し、当社の指示に従うものとします。
4. 当社は、加盟店による個人情報の漏洩等が、安全管理措置の不備(加盟店が設置するコンピュータその他サーバの脆弱性を含みますがこれに限られません)に起因するものと認められた場合は、加盟店に対し、必要かつ合理的な指導を行うことができ、加盟店は当該指導に基づき、必要な措置を講ずるものとします。この指導は、以下のものを含まずこれがこれに限られません。但し、当社による指導は、加盟店が自らまたは第三者を利用して、次の①ないし⑦のいずれかに該当する行為をした場合、

- ①当社が指定する監査会社を用いたシステム診断
②信用販売の停止

【第26条(委託の場合の個人情報等の取扱い)】

1. 加盟店は、本規約に関わる業務処理を第三者に委託する場合(数次委託を含むものとし、以下同じ)以下、この委託を受けた第三者を「委託先」といいます)には、当社の事前の承認を得た上で、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定し委託先の本規約における加盟店と同様の秘密保持義務及び個人情報管理措置義務等を課す内容を含む契約を委託先と締結するものとします。但し、加盟店が当社の同意を得て委託を行う場合であっても、本規約上の加盟店の義務及び責任は一切免除又は軽減されないものとします。委託先は加盟店の履行補助者であり、委託先の行為及び故意・過失は、加盟店の行為及び故意・過失とみなすものとします。
2. 本条の定めは本規約終了後も有効とします。

【第27条(委託の場合のクレジットカード番号等の管理)】

1. 加盟店は、委託先において、カード番号等の漏洩等が発生した場合または委託先において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があるとき当社が判断した場合には、速やかに委託先から漏洩等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告を受けた上で、当社に対し、速やかに当社の別途定めるところに従い、漏洩等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告をしなければならぬものとします。
2. 加盟店は、委託先においてカード番号等の漏洩等が生じた場合または委託先において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があるとき当社が判断した場合には、委託先をして、その発生の日から10営業日以内に、漏洩等の原因を加盟店に報告する上で、再発防止のための必要な措置(委託先の従業員に対する必要且つ適切な指導を含みます)を講じさせるものとし、その内容を当社に書面で報告しなければならぬものとします。
3. 当社は、前項の措置が不十分であると認めた場合、他の加盟店でのカード番号等の漏洩等が発生した場合において類似の漏洩事故の発生を防止する必要がある場合、その他当社が必要と認める場合には、

- 加盟店に対し、第2条第3項と同様の当該措置の改善の要求その他必要な指導を委託先に行うよう要請できるとし、加盟店はこの指導要請に従うものとします。但し、当社による指導要請は、加盟店がいし委託先を免責するものではないものとします。
4. 加盟店は、本条に定める当社の権利が実現可能となるのに必要となる委託先の義務を委託先との契約において定めるものとします。

【第28条(委託先への個人情報の提供)】

1. 加盟店は、当社が、加盟店から預託を受けている個人情報や、会員宛の加盟店のサービス提供に関する照会・受付業務に限り、当社が提携する企業に提供することに同意するものとします。
2. 当社が個人情報や当社の提携企業に提供することは、当社は、当社の提携企業と本規約に定める内容と同様の秘密保持義務を締結するものとします。

【第29条(第三者からの申立)】

1. 個人情報の滅失・毀損・漏洩等に関し、当社の会員を含む第三者から、訴訟上又は訴訟外において、当社に対する損害賠償請求等の申立があった場合、加盟店は当該申立の調査解決等につき当社に全面的に協力するものとし、
2. 前項の第三者から当社の対する申立が、第24条第3項に定める加盟店の責任範囲に属するときは、加盟店は、当社が当該申立を解決するために要した一切の費用(直接の費用であるか間接の費用であるかを問わず、弁護士費用等を含みます)を負担するものとし、加盟店は当社の請求に従い、当該費用相当額を直ちに支払うものとします。
3. 本条の定めは、本規約終了後も有効とするものとし、営業秘密等の滅失・毀損・漏洩等に関し、第三者から加盟店又は当社に対する損害賠償等の申立がされた場合に準用されるものとします。

【第30条(個人情報安全管理措置)】

1. 加盟店は、個人情報管理責任者を設置するものとし、個人情報管理責任者は、加盟店及び委託先における個人情報(カード番号等を含みます。本条において以下同じ)の目的外利用・漏洩等が発生しないよう情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員への教育、委託先の監督等適切な措置を講ずるものとします。
2. 加盟店は、売上票やCAT等およびそれらに記載された記録されている個人情報や本規約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。また、加盟店は、売上票の加盟店控を自己の責任において厳重に保管管理するとともに、CAT等にカード情報を抜き取るための装置等を設置されないよう自己の責任において管理するものとします。
3. 加盟店は、個人情報を会員に公表または通知した以外の目的に使用し、または、会員の同意なく第三者に提供・開示・漏洩したときは、直ちに当社に報告し、当社の指示に従うものとします。
4. 当社は、加盟店による個人情報の漏洩等が、安全管理措置の不備(加盟店が設置するコンピュータその他サーバの脆弱性を含みますがこれに限られません)に起因するものと認められた場合は、加盟店に対し、必要かつ合理的な指導を行うことができ、加盟店は当該指導に基づき、必要な措置を講ずるものとします。この指導は、以下のものを含まずこれがこれに限られません。但し、当社による指導は、加盟店が自らまたは第三者を利用して、次の①ないし⑦のいずれかに該当する行為をした場合、

- ①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、または、当社の業務を妨害する行為 ⑤換金を目的とする商品の販売行為 ⑥合理的な理由なく、加盟店(代表者及びその関係者を含む)が保有するカードを使用する、当該加盟店規約にかかる信用販売行為 ⑦その他前記①ないし⑥に準ずる行為
- (9)加盟店届出の店舗所在地に店舗が実在しない場合
(10)加盟店が割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の法令に違反していることが判明した場合
- (11)加盟店申込書または本規約に定める届出(変更の届出を含む)に記載事項を偽って記載したことが判明した場合
- (12)第1条第4項に違反し加盟店の地位を第三者に譲渡する行為を行った場合
(13)第4条ないし第11条に定める手続によらずに信用販売を行った場合
(14)第14条第3項に定める当社の調査に対し協力を行わない場合
(15)第17条の規定に違反して買戻しに応じない場合
(16)加盟店に対し第31条第3項の調査等が完了しない場合や、加盟店がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合
(17)その他加盟店が、本規約に違反した場合もしくは当社が加盟店として不適当と認めた場合

【第31条(届出事項の変更等)】

1. 加盟店は、当社に対して届け出ている商号、代表者、所在地、カード取扱店舗、連絡先、指定預金口座等加盟店申込書記載事項に変更が生じた場合、当社所定の方法により遅滞なく当社に届出するものとします。
2. 加盟店は、前項の届出がないために当社からの通知またはその他送付書類、第14条第1項に規定する振込金が延着し、または到着しなかった場合には、通常取り寄すべきときに加盟店に到着したものとみなされても異議はないものとします。
3. 加盟店が第3条第2項に定める表明保証確認事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、加盟店に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、加盟店は、これに応じるものとします。

- 【第32条(契約解除等)】
1. 第34条の規定にかかわらず、下記各号のいずれかの事態が発生した場合、または当社が違反しているものと認められた場合、当社は本規約を直ちに解除できるものとします。この場合、当社は、解除の効力発生前に、何らの通知を要することなく、直ちに本規約による取引を停止させることができるとします。その場合、加盟店は当社の生じた損害を賠償するものとします。当社が本項に基づき本規約を解除した場合、当社に対する一切の未払債務について、加盟店は当然に期限の利益を失うものとし、直ちに支払うものものとします。
- (1)加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合
(2)加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断した場合
(3)加盟店が監督官庁から営業の取消または停止処分を受けた場合
(4)加盟店が自ら届出もしくは引受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至った場合
(5)加盟店が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、破産その他これに類似する倒産手続の開始、もしくは競売を申立てられ、または自ら民事再生手続の開始、会社更生手続の開始もしくは破産その他これに類似する倒産手続の申立を自らした場合
(6)加盟店がその他経営状態が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
(7)加盟店(加盟店の役員・従業員を含み、以下本号および次号において同じ。)が、暴力団員等が該当した場合、または次の①ないし⑤のいずれかに該当したことが判明した場合
①暴力団員等が経営を支配していることと認められる関係を有すること ②役員員等が経営に実質的に関与すると認められる関係を有すること ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど実質的に関与すると認められる関係を有すること ⑤役員員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
(8)加盟店が、自らまたは第三者を利用して、次の①ないし⑦のいずれかに該当する行為をした場合、

- ①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、または、当社の業務を妨害する行為 ⑤換金を目的とする商品の販売行為 ⑥合理的な理由なく、加盟店(代表者及びその関係者を含む)が保有するカードを使用する、当該加盟店規約にかかる信用販売行為 ⑦その他前記①ないし⑥に準ずる行為
- (9)加盟店届出の店舗所在地に店舗が実在しない場合
(10)加盟店が割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の法令に違反していることが判明した場合
- (11)加盟店申込書または本規約に定める届出(変更の届出を含む)に記載事項を偽って記載したことが判明した場合
- (12)第1条第4項に違反し加盟店の地位を第三者に譲渡する行為を行った場合
(13)第4条ないし第11条に定める手続によらずに信用販売を行った場合
(14)第14条第3項に定める当社の調査に対し協力を行わない場合
(15)第17条の規定に違反して買戻しに応じない場合
(16)加盟店に対し第31条第3項の調査等が完了しない場合や、加盟店がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合
(17)その他加盟店が、本規約に違反した場合もしくは当社が加盟店として不適当と認めた場合
2. 本規約の解約・解除条項または前項各号のいずれかの事態が発生した場合、本規約の解約・解除条項または前項に基づき本規約を解除するか否かにかかわらず、当社は、何らの通知を要することなく、当該事態発生前に生じていたかまたは当該事態発生後に生じたかにかかわらず、本規約に基づき債務の全部または一部の支払を保留することができるものとします。この場合、当社は、当該事態の発生前に生じた遅延損害金を除き、法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとします。
3. 第1項第3号ないし第5号のいずれかの事態が発生した場合、本規約に基づき当社が加盟店に対し負担する金銭債務その他の財務給付を行うべき債務と当社が加盟店に対して請求することのできる一切の金銭債権(本規約に基づくものであるか否かは問いません)とを、何らの意思表示を要せず、対当額で相殺することとします。
4. 加盟店は、第34条及び第1項により本規約が解約または解除された場合、直ちに加盟店の負担において加盟店標識またははずされたとし、未使用の売上票等も含め一切の用品を直ちに当社へ返却するものとします。
5. 当社は、加盟店が本規約の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約に基づく信用販売を一時的に停止することができるとし、本規約に信用販売を一時停止した場合には、加盟店は、当社が取引再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができないものとします。これにより加盟店に損害が生じた場合でも当社に何らの請求は行わず、一切加盟店の責任とします。

【第33条(損害賠償)】

- 加盟店が本規約に違反して信用販売を行った等、加盟店の責めに帰すべき事由により当社が損害を被った場合には、加盟店は当社に対し当該損害を賠償する責を負うものとします。なお、損害には、提携組織の規則等により当社が負担することとなった罰金・違約金(名称の如何を問わず含む)等を含むものとします。

【第34条(有効期間・解約)】

- 加盟店及び当社は、本規約の有効期間中において本規約を解約しようとする場合には、相手方と誠実に協議を行うものとし、協議が整わないと合理的に判断したときは相手方より3ヶ月前までに書面による通知を行うことにより、本規約を解約できるものとします。但し、加盟店が1年以上継続して信用販売を取扱っていない場合、または、当社が加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合、当社は加盟店に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより(加盟店との連絡不能による場合は、第31条第2項に基づき、届出住所に通知を発送すれば、通常取り寄すべきときに通知を行うものとし、本規約を解約できるものとし、
1. 加盟店は、客観的事実に関する情報が、第3条で定める共同利用の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第35条(規約の変更・承認)】
- 本規約を変更し場合には、当社は加盟店に対して変更内容を通知または新規約を交付し、加盟店がその通知または交付を受けた後において会員に対してカードによる信用販売を行った場合には、変更事項または新規約を承認したものとみなす。
- 【第36条(本規約に定めのない事項)】
- 本規約に定めのない事項については、加盟店は「取扱要領」等当社からの通知に基づく取扱いをするものとします。
- 【第37条(合意管轄裁判所)】
- 加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、当社の本支店並びに営業所所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。
- 【第38条(準拠法)】
- 本規約に関する準拠法はすべて日本国内法が適用されるものとします。

【第38条(準拠法)】

- 本規約に関する準拠法はすべて日本国内法が適用されるものとします。

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

【第38条(準拠法)】

- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとし、
- 【第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について)】
1. 加盟店は、本規約(申込みを含みます)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」といいます)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、

むさしのVISAカード加盟店規約 (通信販売【各E-CD】用)

適法かつ適正に完了しています。

(3)適法性等

本規約を加盟店が締結したまたは加盟店がこれらに基づく権利を行使し、もしくは義務を履行するときは、加盟店に対して適用のある一切の法令、加盟店の定款その他の社内規則に抵触せず、加盟店を当事者とする契約の違反または債務不履行事由とはならないこと

(4)有効な契約

本規約は、これを締結した加盟店につき適法、有効かつ拘束力のある契約であるものとしします。

(5)非許善性

加盟店は、現在債務超過ではなく、加盟店が本規約を締結することは、詐害行為取消の対象とはならず、加盟店の知りうる限り、本規約について詐害行為取消その他の異議を主張する第三者は存在しません。

(6)提供情報の正確性

加盟店が、本規約の締結にあたって、当社に提供した情報は、重要な点において正確であり、かつ、重要な情報は全て当社に提供されています。

加盟店は、当社に対し本規約締結にあたり、加盟店(加盟店の役員・従業員を含み、以下本項において同じ)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」といふ)または(1)の各号のいずれかにも該当しないことを表明・保証するとともに、将来において加盟店が暴力団員等または(1)の各号のいずれかにも該当しないこと、自らまたは第三者を利用して(2)の各号のいずれかにも該当する行為を一切行わないことを確約し、加盟店の故意過失を問わず、かかる表明・保証に違反し、あるいはかかる確約に違反した場合、または当社が違反しているものと判断した場合などは、本規約に基づく取引が停止されること、また直ちに本規約が解除されることがありえることを異議なく承諾します。これにより加盟店に損害が生じた場合でも当社に何らの責任は行わず、一切加盟店の責任としします。また、かかる表明・保証、確約に違反して当社に損害が生じた場合には、その一切の損害を加盟店(加盟店の役員・従業員は含まない)は賠償しなければならないものとします。

(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ③自己、目撃もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用しているものと認められる関係を有すること ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2)暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用い、または偽意を用いて当社信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ⑤換金を目的とする商品の販売行為 ⑥その他①乃至③に準ずる行為

【第4条(業務委託の禁止)】
加盟店は、当社の事前の書面による承諾のある場合を除き、本規約に基づいて行う業務を第三者に委託できないものとします。

【第5条(広告の作成)】

1. 加盟店は、加盟店の責任と負担において広告を作成し、その内容について事前に当社に届出するものとし、その実施にあたっては加盟店の責任において行うものとしします。

2. 加盟店は広告の作成に法律、制賦販売法、景品表示法、著作権法、商標法及びその他関連法律・法令の定めと違反しないこと

3. 加盟店は、有効なカードで申込みを行った会員に対して、商品の販売代金並びにサービス提供代金について手数料等を上乗せする等現金と異なる代金の請求をすること、及びカードの円滑な使用を妨げる何らかの制限をも加えないものとします。また正当な理由なくして信用販売を拒絶し、代金の全額または一部(税金、送料等を含みます)に対して直接現金支払いを要求する等、会員に対して差別的取扱いは行わないものとしします。

4. コンピュータ通信の手段によって取引行為を行う場合は、売上債権の金額、カードの会員番号、カードの有効期限、売上債権の金額、カードの有効期限、分割払いの販売を行う場合には分割払い回数及びボーナス併用の有無

5. 加盟店は、前項より債権譲渡を取消した売上債権の譲渡代金が当社より支払済みである場合には、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は第27条第3項を準用することが出来るものとします。

【第19条(無効カードの取扱い)】

1. 加盟店は、無効カードまたは明らかに偽造・変造と認められるカードが使用された場合、当該カードを預かり、直ちに当社に連絡するものとします。加盟店は、前2項に違反して信用販売を行った場合、当該信用販売に係る売上等全額について加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出による

における調査の結果は、加盟店の広告が前項を遵守していることを保証するものではなく、当社による調査によって前項の加盟店の義務が緩和されるものではありません。

【第6条(信用販売)】

1. 加盟店は、会員が、カードを使用して物品の販売、サービスの提供、その他加盟店の営業に属する取引を求めた場合には、本規約に従い、現金で取引を行う顧客と同様に、信用販売を行うものとします。

2. 本規約の対象とする信用販売は、以下に定める通信手段により、広告宣伝、申込みの誘引、契約の締結を行うものとして、加盟店が本規約の定めるところに従って当社に届出、当社が具体的に承認したものに限定されるものとしします。

(1)郵便

(2)ファクシミリ

(3)電話

(4)コンピュータによる通信

(5)その他の手段

3. 加盟店は、前項の届出にあたり、申込みの誘引と契約締結行為に区分して、利用する通信手段・広告媒体の名称若しくは番組名、コンピュータ通信のネットワーク名称等を書面により具体的に当社に申出るものとしします。加盟店がこれを変更する場合も同様とします。

4. 当社の提携関係または加盟関係に変動が生じたときは、当社からの通知により信用販売を行うカードの範囲も変動するものとします。

5. 加盟店は、本規約に従い信用販売を行うとともに、当社が定める規定、ルール及び指示等(改定された場合は改定後のものを含む)を遵守するものとしします。

6. 本規約は、加盟店が、通信販売、カタログ販売、コンピュータ通信による販売等、店頭販売以外の態様の取引により行う販売について適用されるものとし、加盟店が店頭において信用販売を行う場合は、別途契約を当社としなければならないものとしします。

【第7条(取扱い商品)】

1. 加盟店は信用販売において、取扱う商品、サービスについては、事前に当社に届け出た上でその承諾を得るものとし、変更する場合も同様とします。但し、加盟店は、当社による承認の有無にかかわらず、以下のいずれかに該当するか又は該当するおそれがある商品、サービスを取り扱ってはならないものとします。

(1)当社が公序良俗に反すると判断するもの

(2)銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他関連法律・法令の定めと違反するもの

(3)第三者の著作権・肖像権・商標権・知的財産権その他の権利を侵害するもの

(4)提携組織の規則等により取扱いが禁止されるもの(提携組織が公序良俗に反すると判断したもの及び提携組織の規則等における取扱いのための条件を満たさないものを含みます)

(5)商品券・印紙・切手・回数券・プリペイドカードその他の有価証券等の換金性の高い商品及び当社が別途指定した商品、サービス等

(6)その他会員との紛議若しくは不正利用の実態等に鑑み又は当社及び提携組織のブランドイメージ保持の観点から、当社が不適当と判断したもの

2. 前項による当社の承認は、当該商品、サービスが前項各号のいずれかにも該当しないことを保証するものではなく、当社による承認後、当社が承認した商品、サービスが、前項各号のいずれかにも該当すること若しくはそのおそれがあることが判明した場合、又は、法令、提携組織の規則等の変更等により、前項各号のいずれかにも該当すること(そのおそれがある場合を含みます)となった場合、当社は、加盟店に対する何らの責任を負うことなく、当該承認を撤回することができるものとします。

3. 加盟店は、旅行商品・酒類等の取扱いに際し許認可を要する商品の信用販売を行う場合には、事前に当社に対しこれに関する書類を提出し当社の承諾を得るものとし、加盟店が当該許認可を失った場合には直ちに当社に連絡するものとし、以後当該商品の信用販売を行わないものとしします。

4. 加盟店が、ソフトウェア等をコンピュータ通信によりダウンロードする等商品の発送を伴わずに商品を取扱う場合には、予め当社が適当と認めた方法により取扱うものとしします。

5. 前4項にかかわらず、当社が、取扱う商品、サービスについて報告を求めた場合には、加盟店は、速やかに報告を行うものとし、当社が第1項各号のいずれかにも該当すると判断した場合には、加盟店は直ちに当該商品・サービスの信用販売を中止するものとしします。

【第8条(信用販売の種類)】

1. 信用販売の種類は、1回払い販売・2回払い販売・ボーナス一括払い販売・リボルビング払い販売・分割払い販売(3回以上ものをいいます。以下同じ)の5種類とし、1回払い販売はすべての加盟店で、2回払い販売・ボーナス一括払い販売・リボルビング払い販売・分割払い販売は、加盟店から取扱いの申込みを受け当社が適当と認めた加盟店で取扱うものとしします。

2. 加盟店は、2回払い販売・ボーナス一括払い販売・リボルビング払い販売・分割払い販売については、当社または日本国内の会社が発行するカードのうち、当社が指定するものについてのみ取扱うものとし、日本国外の会社が発行するカードについては、1回払い販売のみ取扱うものとしします。

【第9条(取替措置)】

当社は、取替商品及び広告表現の内容等が信用販売にふさわしくないと判断し、改善措置等が必要または適当と認めた場合には、加盟店に対して変更・改善若しくは販売中止を求めることができるものとし、加盟店はその要求に従い速やかに措置を取るものとしします。

【第10条(信用販売の方法)】

1. 加盟店は、第11条乃至第14条によりカードによる信用販売の申込みを受けたときは、申込み書、申込受付書、申込みデータに基づき、遅滞なく全件について、当社に定める方法によりカード会員番号、カードの有効期限、売上債権額、会員認証手続を完了したときはその結果等を当社に通知して、信用販売の承認を得るものとし、但し、当社より要求を受けた場合は、会員氏名等、その他の申込情報を通知するものとします。当社の承認が得られなかった場合はカードによる信用販売を行わないものとしします。

2. 加盟店が商品を発送したときは、当社所定の売上票用紙に必要事項を記入して、売上票を作成するものとします。売上票の作成に際しては、加盟店は次の事項を遵守しまたはサービス提供日を取扱日として作成するものとしします。

(1)売上票は、商品発送日またはサービス提供日を取扱日として作成するものとし、また、カード会員番号、会員氏名、カードの有効期限、売上債権額、加盟店名、加盟店番号、取扱日付、取扱者名、支払区分及び承認番号その他必要事項を、また、分割払い販売を行う場合には分割払い回数及びボーナス併用の有無を記載するものとします。

(2)売上票に記載できる金額は、当該販売代金並びにサービス提供代金(いずれも税金、送料等を含む)のみとし、現金の立替、過去の売掛金の精算等は行わないものとしします。

(3)加盟店は、売上票の金額訂正、分割記載、取扱日付の不実記載等は行わないものとしします。金額に誤りがある場合には、当該売上票を破棄して新たに前項の手続きにより、売上票を作成しなおすものとしします。

(4)加盟店は、当社所定の売上票以外は使用できないものとします。但し、当社が事前に承認した売上票については使用できるものとします。また、売上票は加盟店の責任において保管・管理し、他に譲渡はできないものとしします。

(5)2回払い販売、分割払い販売の場合は、1件についての取扱金額を1万円以上としします。

(6)ボーナス一括払い販売の場合は、1件についての取扱金額を1万円以上とし、取扱期間は加盟店申込書(または加盟店契約書)の指定の通りとしします。

3. 当社の承認が得られなかった場合であっても、加盟店において、当該カードの利用が無効カード、偽造カード、第三者による不正利用、その他正当な利用でないことを知り、若しくは知りうる状況にあった場合には、加盟店はカードによる信用販売を行わないものとしします。尚、この場合、加盟店は、当社に対し直ちに事態を報告するものとし、既に信用販売を行った売上債権については、第21条に規定する売上債権の譲渡を行わないものとしします。

4. 加盟店は、有効なカードで申込みを行った会員に対して、商品の販売代金並びにサービス提供代金について手数料等を上乗せする等現金と異なる代金の請求をすること、及びカードの円滑な使用を妨げる何らかの制限をも加えないものとします。また正当な理由なくして信用販売を拒絶し、代金の全額または一部(税金、送料等を含みます)に対して直接現金支払いを要求する等、会員に対して差別的取扱いは行わないものとしします。

5. 前4項にかかわらず、加盟店は、当社が必要または適当と認めて、信用販売の方法を変更し、変更後の内容を通知した場合には、これを行うことができる合理的な事由がある場合を除き、加盟店は、変更後の方法により信用販売を行うものとしします。

6. 当社の承認は、当該信用販売の申込者が会員本人であることを保証するものでないことと、加盟店は承認するものとします。

【第11条(郵便、ファクシミリによる取引)】

1. 加盟店が郵便、ファクシミリによる契約の締結行為を行う場合は、会員から次の事項を記載した取引申込書を受付けるとします。

(1)会員の住所、氏名

(2)取引対象商品の特定

(3)加盟店が取引の相手方に対しその取引によって取得する売上債権の金額(消費税額を含む)

(4)カードの名称

(5)カードの会員番号

(6)カードの有効期限

(7)カード利用代金の支払区分の指定、分割払い販売を行う場合には分割払い回数及びボーナス併用の有無

2. 加盟店は、加盟店の費用負担で取引申込書を作成するものとします。但し、予め取引申込書の見本を当社に提出してその承認を得るものとし、その後も、当社から請求があったときはいつでも、その時点で使用している取引申込書の見本を当社に提出するものとしします。

【第12条(電話による取引)】

1. 加盟店が電話による契約の締結行為を行う場合は、会員から前条1項各号記載の事項を聴取り、これを記載した申込受付書を作成するものとします。申込受付書には受付担当者を明記するものとし、受付担当者が臨時雇いの者であるときは、当該受付について責任をもつべき正社員名を明記するものとします。

2. 加盟店は、予め前項の申込受付書の見本を当社に提出してその承認を得るものとし、また、当社から請求があったときは、いつでも、その時点で使用している申込受付書の見本を当社に提出するものとしします。

【第13条(コンピュータ通信による取引)】

1. 加盟店がコンピュータ通信の手段による契約の締結行為を行う場合は、会員から次の事項を明示したデータ(以下、申込みデータといふ)を受信し、これに対する第10条第1項の承認手続を経た後、申込みに対する諾否の回答を行うものとし、加盟店は、申込みデータ並びにそれに対するその後の処理経過を、加盟店が取引申込受付のために特別に設けたコンピュータ・ファイル(以下、ファイルといふ)に、取引日ごとに整理して記録するものとしします。

(1)会員の住所、氏名

(2)取引対象商品の特定

(3)加盟店が取引の相手方に対しその取引によって取得する売上債権の金額(消費税額を含む)

(4)カードの名称

(5)カードの会員番号

(6)カードの有効期限

(7)カード利用代金の支払区分の指定、分割払い販売を行う場合には分割払い回数及びボーナス併用の有無

(8)諾否通知の送付先の指定

2. 加盟店は、予め前項のコンピュータ通信に用いるデータの構造、書式、会員のコンピュータに表示されるデータ記入用画面の見本(ハードコピー)を当社に提出してその承認を得るものとし、加盟店は、当社から請求があったときは、いつでも、その時点で使用しているデータ記入用画面の見本(ハードコピー)を当社に提出するものとしします。

3. 加盟店は、当社が指定する会員認証手続(申込者が会員本人であるか否かを認証する手続をいいます。以下同じ)を実行可能な場合は、会員から取引申込書のデータの送信を受け付けた後、当該申込につき、当該会員認証手続を実行することができ、加盟店は、会員認証手続の結果、申込者が会員本人であるとの結果(以下「認証成功」といいます)または申込者が会員認証手続に登録していないとの結果(以下「未登録」といいます)を取得した場合は、当該会員認証手続の結果を理由に信用販売を拒絶してはなりません。

4. 加盟店は、有効なカードで申込みを行った会員に対して、商品の販売代金並びにサービス提供代金について手数料等を上乗せする等現金と異なる代金の請求をすること、及びカードの円滑な使用を妨げる何らかの制限をも加えないものとします。また正当な理由なくして信用販売を拒絶し、代金の全額または一部(税金、送料等を含みます)に対して直接現金支払いを要求する等、会員に対して差別的取扱いは行わないものとしします。

5. 前4項にかかわらず、加盟店は、当社が必要または適当と認めて、信用販売の方法を変更し、変更後の内容を通知した場合には、これを行うことができる合理的な事由がある場合を除き、加盟店は、変更後の方法により信用販売を行うものとしします。

6. 当社の承認は、当該信用販売の申込者が会員本人であることを保証するものでないことと、加盟店は承認するものとします。

【第15条(不審な取引の通報)】

1. 加盟店は、使用されたカードについて、カード名義・会員の性別・カード発行会社・会員番号等の事項の間に整合しないものがある場合、カードの利用方法に不審がある場合、同一会員が異なる名義のカードを使用した場合、当社が予め通知した偽造カード・変造カードに該当すると思われる場合または当該取引について日常の取引から判断して異常な大量取引または高価な購入の申込がある場合には、カードによる信用販売を行うことについて当社と協議し、当社の指示に従うものとし、同一の顧客から多数のカードによる申込があった場合には、特に注意を払うものとし、また、

2. 前項の場合、当社が当該取引におけるカードの使用状況の報告、カード及びカード発行会社の確認、会員番号とカードの会員名の確認及び本人確認等の調査依頼等の協力を求めた場合、加盟店はこれに協力するものとし、

3. 加盟店は、前2項の場合に限らず、当社が会員のカード使用状況など調査協力を求めた場合、それに対して協力するものとし、

4. 加盟店は、当社がカードの不正使用防止に協力を求めた場合、これに協力するものとし、

【第16条(信用販売の円滑な実施)】

1. 加盟店は、信用販売を行うあるいは信用販売の勧誘を行う場合には、制賦販売法は、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連法令を遵守するものとし、また、当社が関連法令を遵守するために必要な場合には、当社の要請により、加盟店は必要な協力を行うものとし、

2. 加盟店は、制賦販売法第2条第3条第4項に定められる信用販売を行った場合、制賦販売法第30条の2の3第4項およびその施行規則に定める事項などを記載した書面を遅滞なく会員へ交付しなければならないものとし、また、加盟店は、本項に定める以外の制賦販売法その他の法令上加盟店に課される会員に対する書面交付義務を遵守するものとし、

3. 加盟店は、当該売上債権の譲渡手続を行った後に会員が制賦販売法および特定商取引法に関する法律に定める信用販売の申込の撤回または信用販売の解除(以下「クーリング・オフ」といいます)を行った場合には、直ちに当社に対し当該信用販売の取消の手続を行うものとし、

4. 加盟店は、商品またはサービスを複数回にわたり引渡または提供する場合において、当該売上債権の譲渡手続を行った後に会員が当該信用販売を解除したときは、直ちに当社に届出るとともに、当社所定の方法により当該会員と当該信用販売の精算を行うものとし、

5. 加盟店は、商品またはサービス等を複数回にわたり引渡または提供する場において、加盟店の事由により引渡または提供が困難となった場合、直ちにその旨を会員及び当社へ連絡するものとし、

6. 加盟店が、信用販売の取消しまたは解約等を行う場合には、直ちに当社所定の方法にて当該債権譲渡の取消しを行うこととし、当社は第21条に準じて処理するものとし、

7. 加盟店は、前項より債権譲渡を取消した売上債権の譲渡代金が当社より支払済みである場合には、直ちにこれを返還するものとし、また、この場合、当社は第27条第3項を準用することが出来るものとします。

【第17条(商品の発送等)】

1. 加盟店は、会員から信用販売の申込みを受け付けたときは、速やかに会員の指定した場所に交付して商品を引渡すものとし、引渡しが遅延した物品切れが生じた場合は、加盟店は遅滞なく当該会員に対し連絡を行い書面にて引渡時期等を通知するものとし、

2. 加盟店は、原則として商品発送時に、商品の名称、数量、代金額、送料、税金及び代金支払方法等その他制賦販売法第30条の2の3第4項に定める事項等を記載した書面を会員に交付するものとし、

3. 加盟店は、商品の発送については、商品発送簿を整備し、各申込書等に発送済である旨を注記すると共に、運送機関の荷受伝票その他運送の受託を証明する文書を受領してこれを整然と7年間保管するものとし、

4. 商品の送付先は、原則として会員の住所地となります。会員の住所地以外に発送した場合には、加盟店が全責任を負うものとし、

【第18条(信用販売の責任)】

加盟店は、第10条乃至第16条に定める手続きによらず信用販売を行った場合、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により第27条の規定に従うものとし、

【第19条(無効カードの取扱い)】

1. 加盟店は、無効カードまたは明らかに偽造・変造と認められるカードが使用された場合、当該カードを預かり、直ちに当社に連絡するものとします。加盟店は、前2項に違反して信用販売を行った場合、当該信用販売に係る売上等全額について加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出による

り第27条の規定に従うものとし、

【第20条(不正申込みの場合の処理)】

加盟店は、申込みのあったカードについて、期限切れ、無効通知対象カード、事故カード、偽造、変造カードの疑い等の事由を示して照会があったときは、当社に対して当該申込みにかかるすべての情報並びに加盟店が知っている当該申込みに関連するその他の情報を、当社に開示するものとし、

【第21条(売上債権の譲渡)】

1. 加盟店は、会員との間に正当に成立した取引に関する契約に基づく売上債権であって、当社の承認を得、且つ、目的の商品を会員の指定場所に向けて発送したものについて、当社に譲渡するものとし、当社はこれを券面額で取り扱うものとし、

2. 加盟店は当社に対し、商品を送付を行った売上債権を集計して、その売上票を、毎月15日及び月末日までに当社所定の方法により提出するものとし、前項の債権譲渡は、本項に基づき売上票が当社に到達したときにその効力を生ずるものとし、

3. 前項の締切日を過ぎず譲渡された売上債権について、当社が当該売上債権の回収ができなかった場合、及び当社が加盟または提携する組織に加盟しているもしくは当社と提携関係にある日本国内及び日本国外の会社が、正当な理由により当社からの当該売上債権の譲渡につき拒否または異議を唱えた場合もしくは当該会社が当該売上債権の回収ができなかった場合は、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社が本規約第27条に基づき債権買戻しの請求を行ったときはこれに従うものとし、

4. 第1項の債権譲渡は、当該売上票が加盟店から当社に到着したときにその効力を発生するものとし、尚、加盟店及び当社は、別に合意した場合には、売上票の引渡しに代えて、コンピュータデータの引渡しによって売上債権の譲渡を行うことができるとし、その場合は、当該コンピュータデータの引渡しの遅延等によって事故なく読み込まれた時をもって債権譲渡の効力が発生するものとし、

5. 加盟店は、売上債権および売上債権を当社に譲渡することにより発生する金銭債権を第三者に譲渡し、若しくは立替えて支払わせることはできないものとし、

【第22条(商品の所有権の移転)】

1. 加盟店が会員に信用販売した商品の所有権は、当社が第23条の規定に基づき当該代金を加盟店に支払ったときに加盟店より当社に移転するものとし、

2. 当社が第27条に基づき売上債権の譲渡を取消しまたは解除した場合、当該商品の所有権は、加盟店への債権譲渡代金が未払いの場合には直ちに、既に支払っている場合には加盟店が債権譲渡代金を当社に返還したときに、加盟店へ戻るものとし、

3. 加盟店が、偽造カードの使用、カードの第三者利用等により、会員以外の者に対して信用販売を行った場合でも、当社が加盟店に当該債権譲渡代金を支払った場合には、当該商品の所有権は当社に帰属するものとし、

4. 当社は、信用販売した商品の所有権が加盟店に属する場合でも、必要があるとき当社が判断した場合には、加盟店に代わって商品の回収をすることができるものとし、

【第23条(支払方法)】

1. 当社は譲渡を受けた売上債権の締切日及び加盟店への支払方法は、次の通りとします。

(1)1回払い販売、リボルビング払い販売並びに分割払い販売は、毎月15日に締切り、翌月15日に支払うものとし、但し、当社と別途約定がある場合には、その定めに従うものとし、

(2)2回払い販売は、毎月15日に締切り、売上票合計金額を一括して翌月末日に支払うものとし、

(3)ボーナス一括払い販売は、売上票の最終提出日を夏期(取扱期間：12月16日～翌年6月15日)は6月末日、冬期(取扱期間：7月16日～11月15日)は11月末日とし、夏期締切日は8月15日に、冬期締切日は翌年1月15日に支払うものとし、

(4)前3号の支払いは、各支払日における合計額から第28条に定める手数料を差し引いた金額を加盟店指定の預金口座へ振込むものとし、尚、締切日または支払日の当日が当社または金融機関の休業日の場合には、締切日については前営業日とし、支払日の15日については翌営業日、支払日の月末日については前営業日とし、

2. 加盟店が本規約に違反した売上債権を当社に譲渡した場合

【第24条(返品)】

1. 加盟店は、会員から商品の返品の申出を受け、これを受領した場合、次の通り取り扱うものとし、

(1)加盟店は、商品を受領した日を返品日とし、直ちに当社所定の売上票に当該会員の会員番号、有効期限、会員氏名、金額、加盟店名、加盟店番号、返品日(ご利用日欄に記載可)、返品名、取扱者名、その他必要事項を記入して返品伝票を作成し、当社所定の方法により当社へ提出するものとし、

(2)加盟店は、前号にかかわらず、当社から別途の指示があった場合は、それに従うものとし、

2. 加盟店は、前項の手続きに従わずに、会員に対して当該カード利用代金を直接返さないものとし、

【第25条(会員との紛議とカード利用代金等)】

1. 加盟店は、会員に対して販売した商品またはサービス(附帯関連する役務を含みます)等の品質不良、瑕疵、運送中の破損、数量不足、品違いその他、販売した商品に関する会員との紛議については、遅滞なくこれを自らの責任と費用負担下、解決するものとし、

2. 加盟店は、前項の紛議に際して会員から商品の返品の出があった場合には、速やかにこれに応じて前条の処理を定めるものとし、

3. 加盟店は、前項の紛議の解決にあたり当社の許可なく会員に対して当該カード利用代金を直接返済しないものとし、

4. 第1項の紛議を理由に会員が当該カード利用代金の支払いを拒否した場合、会員が支払う可能性があることと当社が認めた場合、または会員の当社に対する支払いが滞った場合、当社は債権が解決するまで加盟店に対する当該代金の支払いを保留するものとし、

【第26条(会員との紛議に関する措置等)】

1. 加盟店は、会員から当社に紛議が生じた場合、当社に対し、当社の求めに応じて、会員との取引の態様(当該販売の内容、勧誘行為がある場合にはその内容)、紛議の発生原因について報告するものとし、

2. 加盟店は、前項の報告その他当社の調査の結果、当社が、会員の紛議が加盟店の制賦販売法35条の3の7に規定される行為その他法令で禁止されている行為に起因するものとした場合には、当該行為の防止体制、苦情処理体制に関する事項、その他当該行為の防止のために当社が必要と認める事項を、当社の求めに応じて報告しなければならないものとし、

3. 加盟店は、第1項の報告、認定制賦販売協議の保有する情報その他の方法による当社の調査の結果、当社が会員との紛議の発生状況が、他の加盟店と比較して会員の利益の保護に欠ける状態であると認められる場合には、当該行為の詳細事項、当該行為の防止体制、苦情処理体制に関する事項その他当該行為の防止のために当社が必要と認める事項を、当社の求めに応じて報告しなければならないものとし、

4. 当社は、前3項の報告その他当社の調査の結果、必要があると認める場合には、加盟店に対し、所要の措置を行うことが出来、加盟店はこれに従うものとし、

【第27条(買戻しの特約)】

1. 加盟店は、下記のいずれかに該当した場合、当社の申出により遅滞なく当該売上債権を買戻すものとし、

2. 当社は、前3項の報告その他当社の調査の結果、必要があると認める場合には、加盟店に対し、所要の措置を行うことが出来、加盟店はこれに従うものとし、

(1)当社は、前3項の報告その他当社の調査の結果、必要があると認める場合には、加盟店に対し、所要の措置を行うことが出来、加盟店はこれに従うものとし、

【第28条(買戻しの特約)】

1. 加盟店は、下記のいずれかに該当した場合、当社の申出により遅滞なく当該売上債権を買戻すものとし、

2. 当社は、前3項の報告その他当社の調査の結果、必要があると認める

